

富山高岡広域都市計画地区計画の決定
(富山市決定)

ひよどり南台地区 地区計画

計 画 書

富山市

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（富山市決定）

都市計画ひよどり南台地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	ひよどり南台地区 地区計画	
位 置	富山市ひよどり南台の一部	
面 積	約 1.9ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	<p>当地区は、富山市中心部から西へ約 2.5km に位置し、西側には主要地方道富山環状線が通っており、現在、戸建住宅による低層な住宅地が形成されている。</p> <p>近隣には五福公園や県営陸上競技場などがあり、古川や神通川などの自然環境に恵まれていることから、周辺環境に調和した良好な居住環境を形成することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>良好な居住環境が形成されるよう、戸建専用住宅を主体とした土地利用の誘導を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>地区内には、住宅地内の良好な居住環境を形成するため、区画道路を適正に配置するほか、日常的なうるおいの場としての公園を配置し、地区内にあるこれらの機能が損なわれないように、適切に維持、管理を行う。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>低層な戸建住宅を主体とした良好な居住環境を形成するため、建築物等の用途の制限を行うとともに、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の容積率の最高限度、建築物等の高さの最高限度を定める。</p>

地区整備計画

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>(1) 次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 建築基準法別表第二(イ)項第一号(ただし、長屋を除く)、第二号(ただし、建築基準法施行令第百三十条の三第二号に掲げるものを除く)、第十号に掲げるもの。</p> <p>(2) 次に掲げる工作物は設置してはならない。 屋外に設置する自動販売機</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	<p style="text-align: center;">165㎡</p> <p>(ただし、地区計画告示日において現存する敷地で、建築物の敷地面積の最低限度に満たないものについては、その全部を一つの敷地として使用する場合は適用しないものとする。)</p>
	建築物の容積率の最高限度	150%
	建築物等の高さの最高限度	10m (軒高8m)

「区域は計画図表示のとおり」

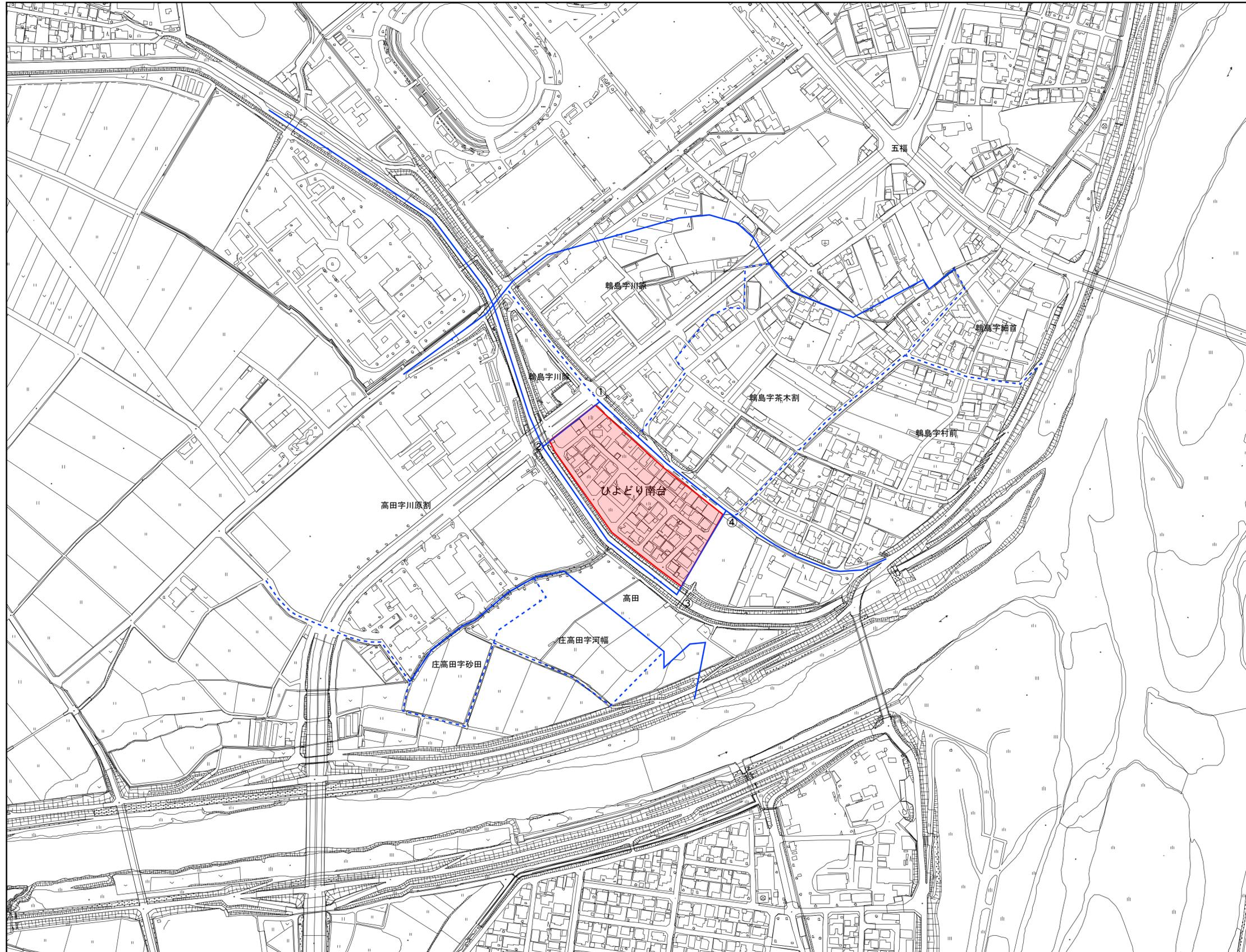
理由

住環境を悪化させる恐れのある建築物の建築を抑制し、良好な居住環境を形成するため。

計画図

地区名：ひよどり南台地区
面積：約1.9ha

整理番号	地区名：ひよどり南台地区 地区計画
①-②	道路界
②-③	道路界
③-④	地番界
④-①	道路界



- 地区計画区域
- 地区整備計画区域
- 大字界
- 小字界